

プロトコル D-4	重篤な電解質異常を発現しうる薬剤における、各種血中電解質濃度の検査オーダー追加
-----------	---

1. 内容

重篤な電解質異常を発現しうる薬剤では、血中電解質濃度の定期的なモニタリングが必須である。代表的なものとして、酸化マグネシウム、酢酸亜鉛水和物、抗 RANKL モノクローナル抗体製剤では下記の表のような対応が必要である

定期的なモニタリングが行われていない患者において、医師に同意が得られた場合に限り、薬剤師による下記検査項目の追加の代行オーダーを可とする。

対象薬剤例	必要な対応	追加する検査項目
酸化マグネシウム製剤	高マグネシウム血症があらわれることがあるため、長期投与や高齢者、腎機能低下患者へ投与する場合には定期的に血清マグネシウム濃度の測定が必要である。	血清マグネシウム濃度
酢酸亜鉛水和物製剤	血清銅濃度が低下する可能性があるため、投与中は血清銅濃度を定期的に確認する必要がある。	血清亜鉛濃度 および血清銅濃度
抗 RANKL モノクローナル抗体製剤	低カルシウム血症により死亡に至った例が報告されており、血清補正カルシウム値が高値でない限り、カルシウムおよびビタミン D を経口補充し、頻回な血清カルシウム濃度の測定を行う必要がある。	血清カルシウム濃度

2. 実施の流れ

